

瀬戸市中小企業者事業資金利子補給補助金の交付申請について

対象者（以下の要件をすべて満たす方）

1. 市内において主たる事業所を有する方、または創業前の方で市内において主たる事業所を有する予定の方
2. 株式会社日本政策金融公庫から小規模事業者経営改善資金又は新規開業・スタートアップ支援資金（女性、若者／シニア起業家支援関連）若しくは（再挑戦支援関連）の融資を受けている方
3. 利子支払開始月から 12か月分の利子支払いが完了した日から3か月以内の方
※ 元金支払開始月からではありません
4. 市税の滞納がない方（法人の場合は、代表者を含みます。）

補助金の金額

- ・ 12か月分の利子の合計の50%（その額に100円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て）とします。ただし、その額が10万円を超えるときは、10万円とします。
- ・ 過去にこの補助金を受けた融資が回収条件にある場合（借り換えをする場合）は、回収条件金額に相当する利子を補助金から控除します。（回収条件先の融資が当該補助金を受けたかどうかは、市にお問い合わせください。）
- ・ 補助金の交付は、同一年度1回に限るものとします。

必要書類

1. 第1号様式（第5条関係）瀬戸市中小企業者事業資金利子補給補助金交付申請書
2. 第2号様式（第5条関係）誓約書
3. 第3号様式（第5条関係）瀬戸市中小企業者事業資金利子補給補助金申請額計算書
4. 株式会社日本政策金融公庫が発行する支払額明細書（返済予定表）の写し
5. 株式会社日本政策金融公庫が発行する利子の支払済額を証する資料（支払済額明細書等）の写し
6. 個人事業の開廃業等届出書の写し、または法人等設立申告書の写し（新規開業・スタートアップ支援資金（女性、若者／シニア起業家支援関連）若しくは（再挑戦支援関連）の融資を受けた者に限る。）
7. 第6号様式（第7条関係）瀬戸市中小企業者事業資金利子補給補助金交付請求書（日付は未記入で提出してください。）

※ なお、補助金の申請は、毎月20日にとりまとめをし、翌月中旬～下旬のお支払いを予定しております。

担当 瀬戸市経済文化部商工観光課商工金融係
電話 0561-88-2651（ダイヤルイン）
FAX 0561-82-2931